北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（老齢福祉年金支給規則の一部改正）

第一条　老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「中国残留邦人等」の下に「及び被害者」を加え、同条第一項中「中国残留邦人等」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第二条第一項に規定する中国残留邦人等及び北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第二条第一項第一号に規定する被害者（以下「中国残留邦人等及び被害者」という。）」に改め、同条第四項中「当該中国残留邦人等」の下に「及び被害者」を加え、同条第五項中「中国残留邦人等」の下に「及び被害者」を加える。

第三条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、「中国残留邦人等」の下に「及び被害者」を加え、「第二項」を「第三項」に改める。

第三条の三第三項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、「中国残留邦人等」の下に「及び被害者」を加え、「第二項」を「第三項」に改める。

第二十九条第二項中「中国残留邦人等」の下に「及び被害者」を加える。

（雇用対策法施行規則等の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「第三条第二項」を「第二条第一項第五号」に、「同項」を「同号」に改める。

一　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第二条第二項第八号の四

二　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十条第二項第一号イ(8)

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づく国民年金の特例に関する省令の一部改正）

第三条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づく国民年金の特例に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　厚生労働大臣が、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号。以下この項及び第五条第一項において「法」という。）第十四条の規定により、法第十一条の三に規定する被害者の子が令第二十六条の規定による請求を行った旨の情報の提供を受けたときは、当該被害者の子に係る前項の申出書の提出があったものとみなす。この場合において、同項第二号中「特例追納を行おうとする月数」とあるのは、「令第七条第一項の規定により旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間の全部につき保険料を納付する旨」と読み替えるものとする。

第二条に次の一項を加える。

4　令第二十七条の規定による令第八条第一項の申出に係る保険料の納付は、歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）別紙第四号の十五書式によって行うものとする。

第六条中「第十一条第一項第二号」を「第二十条第一項第四号」に、「第四条第一項及び第二項」を「第五条第一項から第三項まで」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「第十条第一項第二号」を「第十九条第一項第三号」に、「厚生労働省」を「厚生労働省令」に改め、「受理」の下に「及び第二条第二項に規定する情報の受理」を加え、同条を第六条とする。

第四条第一項中「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）」を「法」に改め、同条に次の一項を加える。

3　令第二十七条の規定により令第八条第一項の申出に係る保険料が納付されたときは、厚生労働大臣は、文書で、その旨を当該申出をした者に通知しなければならない。

第四条を第五条とする。

第三条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（老齢基礎年金の額の改定の請求）

第三条　令第十七条第二項の規定による老齢基礎年金の額の改定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　老齢基礎年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。）

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　老齢基礎年金の年金証書

二　特例追納を行った者にあっては、特例追納を行ったことを明らかにすることができる書類

附　則

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

○国土交通省令第九十五号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十八条第一項及び同法第四十一条の二十において準用する同法第四十一条の十三、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条第一項並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令

（放射性同位元素等車両運搬規則の一部改正）

第一条　放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「定める放射性輸送物」の下に「（同条第二項に定めるＩＰ―１型輸送物、ＩＰ―２型輸送物及びＩＰ―３型輸送物を含む。）」を加え、同項第五号中「のうち、非開放型の構造のもの」を削り、同項第八号中「外接する直方体の一辺が一・五メートル以上であり、かつ、」を削り、「及び取卸し」を「、取卸し及び運搬中の取扱い」に改める。

第七条第二項第三号中「前項」を削る。

第八条第二項中「事項を」の下に「、耐久性のある方法で、」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　次に掲げるオーバーパックには、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該各号に定める事項を、耐久性のある方法で、鮮明に表示しておかなければならない。

一　放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック　「オーバーパック」の文字又は「ＯＶＥＲＰＡＣＫ」の文字

二　放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック（個々の放射性輸送物に表示された前項第一号及び第二号に定める事項が外部から容易に確認できる場合を除く。）　荷送人若しくは荷受人の氏名又は名称及び住所並びに当該放射性同位元素等に係る告示で定める国連番号

三　放射性輸送物（Ｌ型輸送物を除く。）が収納され、又は包装されているオーバーパック（個々の放射性輸送物に表示された前項第一号及び第二号に定める事項が外部から容易に確認できる場合を除く。）　当該放射性同位元素等の告示で定める品名